



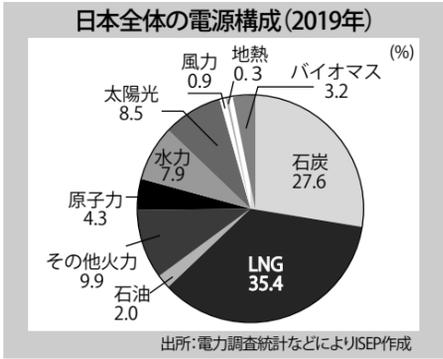
URL <https://kanagawanet.org/>

再生可能エネルギー100%の社会に向けて

布瀬めぐみ(大和市民会議/市議)

3月13日、神奈川ネットでは「再生可能エネルギー100%利用の可能性を探る」と題して、グリーンピープルパワーズ(株)代表取締役の竹村英明さんによるオンライン講座を開催しました。地球温暖化対策の中で大きな比重を占めるエネルギー政策について、日本の再生可能エネルギー(以下再エネ)の現状と課題、今後についての内容でした。

2019年の再エネ比率は20.8%で、そのうちの7.9%はダム水力発電であるため、実質再エネは12.9%でした。原子力発電は4.3%で、残りの74.9%は化石燃料による火力発電が占めています。



2021年策定の第6次エネルギー基本計画で、2030年度発電量目標は再エネ36%、原子力20%、石炭19%、石油等2%、天然ガス20%、水素・アンモニア1%となつています。再エネの目標値は以前に比べ増加しています。スペインの74%、ドイツや欧

再エネ優先の制度を

日本で再エネを作る能力は太陽光、風力だけでも7兆億KWh以上あり、現在の発電量の6倍以上あります。これに、小水力や地熱を合わせると、再エネだけで電力を賄うことは可能です。

一方で現在様々な環境破壊や災害などの原因となっている巨大メガソーラーや巨大ウイングファーム、大規模ダム水力、輸入バイオマスの導入については、法規制が必要です。

現在、作ることができる電気の普及を阻んでいるのは、再エネの電気を最大限・最優先で導入する制度がないことです。その一つが、送電線への接続制限です。「安定供給のため」という理由で、原発や石炭・石油で発電している老朽発電所が電気を流す優先権を持っており、再エネを中心とした新規発電所は接続できない状況になっています。再エネの電気を最大限・最優先で導入できるようにする制度改革がない限り、

県内では

遊休農地を活用して、太陽光でエネルギーと農作物を同時に育てる「ソーラーシェアリング」が6月、相模原市緑区の中山間地域で本格化します。観光客向けのブルーベリー農園で収益向上を図るとともに、安定した発電や雇用拡大、災害時の地域への電力供給など、社会や地域への貢献もめざしています。



エネルギーの地産地消を

再エネの拡大は進みません。様々な場所で作られている分散型の再エネを導入していくためには、送電線を開放し、支援する仕組みが必要です。

一方、家庭で太陽光発電を導入するための支援策の一つであるFIT制度は事実上終了しました。神奈川県は各自治体の太陽光発電設置に対する助成や0円ソーラーの制度で設置の支援を行っており、普及拡大が期待されます。

水素やアンモニアは、電気を使って作られる二次エネルギーで、技術面やコスト面の課題が多い状態です。

再エネ普及を阻んでいるもの

- ・系統(送電線)への接続制限
- ・FIT制度の事実上の終了
- ・水素やアンモニア(あるいは炭素貯留等)への誘導

*再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)は、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。
グリーンピープルパワーズ(株)資料より

再エネの普及は、「分散型」のエネルギーシステムを形成し、地域でエネルギーを作って、消費するエネルギーの地産地消を進めることです。藤沢市ではエネルギーの地産地消推進計画が策定され、再エネの導入促進が図られています。小田原市でも、地産地消のエネルギーモデルにより発電・需要・余剰の運用を地域電力会社と企業・市が、官民連携の共同企業体を立ち上げ、運用しています。このように、自治体が出資する地域電力が、全国で50社ありますが、自立した送電網を持つ会社は3社ほどしかありません。災害が多発している近年、自立した送電網や、小型分散型の電力供給システムを作るようエネルギーの地産地消に向けた取り組みを早急に行っていく必要があります。神奈川ネットでも、市民と共に再エネの活用を加速させる提案を進めます。

県議会だより

共に生きる社会をめざして



佐々木 ゆみこ (ネット宮前/県議)

神奈川県では、42万人を超える障害者手帳を持つ人がいます。20人に1人が、何らかの障害者手帳を持っていることになりました。また発達障害と診断される人も、全国で20年前の7倍に増えていると言われています。私たちがすぐそばに居るのに、見えていない現状があります。

時間施設された部屋への閉じ込め、さらには障害者雇用の水増しが発覚するなど、憲章が置き去りになっていました。昨年11月に発信した「当事者目線の障害福祉実現宣言」では、議会からも問題視される表現があり修正しています。県庁のなかで、障害を持つ人の姿が見えていないのではと考えます。

県内でも障害のある人のグループホームなどの施設建設に反対運動が起きています。それは、障害のある人のもつ個性が理解されていないことが原因です。障害があっても、気持ちよく、人を笑顔にする力を持つ人も沢山います。先日伺った横浜市緑区で知的障害者の施設を運営するNPO法人理事長は「施設の建設に反対する人が沢山いたけれど、いまは街の価値があがったと評価されている」と話されました。障害のある人が地域に溶け込んでいることが伝わってきました。

「神奈川県当事者目線の障がい福祉推進条例」の策定が進んでいます。しかし、当事者とは障害のある人ではなく、障害のある人を理解することなく、無意識に差別をしている人こそが当事者であり、意識変革がなければ「ともに生きる社会」はできません。障害のある人から「働くって生きている実感湧きません」との一言がありました。だからこそ、一緒に働くこと、合理的配慮とは何かまた必要なサポートも見えてきます。まずは県庁の中が、ともに働く場であり、生きる現場であることが必要と考えます。見えないう差がある現状から、障害がある人が生き生きと働いている姿が見える県庁になることを常任委員会でも提案しました。